

令和5年10月3日

令和5年度土木工事標準積算基準書の一部改正について（お知らせ）

令和5年度土木工事標準積算基準書において、記載内容を一部改正しましたので通知します。

1 改正箇所

- I-4-①-4 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について
- VI-1-⑤-3 コンクリートブロック積工
- IV-2-④-2 特殊ブロック設置工
- IV-7-①-15 鋼橋製作工
- IV-7-③-8 鋼製架設工

2 改正内容

添付のとおり改正します。

3 適用日

令和5年10月3日

建設緑政局総務部技術監理課
積算システム担当

工 種	随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について
-----	---

改 正 理 由	一部改正	改 正		備 考
		現 行	現 行	
(2) 現場管理費の調整計算の方法 1) 率計算部分 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。 2) 調整計算の方法(率計算部分) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。 (イ) 調整の一般式は次のとおりとする。 $A=(D\times\beta 1)-B\times\beta 2$ A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額） B：現工事の純工事費 D：合算工事の対象額 $\beta 1$：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率 $\beta 2$：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率 ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。 (ロ) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。 i) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合 $A=(D\times\beta 1+B\times\gamma 1)-B\times(\beta 2+\gamma 1)$ $\gamma 1$：現工事の現場管理費補正率 ii) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合 $A=(D\times\beta 1+C\times\gamma 2)-B\times\beta 2$ C：当該追加工事の調整後の純工事費 $\gamma 2$：当該追加工事の現場管理費補正率 iii) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合 $A=[D\times(\beta 1+\gamma 3)]-B\times(\beta 2+\gamma 1)$ $\gamma 3$：Dに相当する現場管理費補正率 B、Cに対する$\gamma 1$、$\gamma 2$が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を$\gamma 3$とする。 ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。 (ハ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。 $A=(D\times\beta 1+C\times\delta 1)-B\times\beta 2$ A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額） B：現工事の純工事費 C：当該追加工事の調整後の純工事費 D：合算工事の対象額 $\beta 1=\beta\text{㊦}\cdot S r\text{㊦}$：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（％） なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta\text{㊦}$：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。 $S r\text{㊦}=\frac{B\times S r\text{㊰}+C\times S r\text{㊱}}{B+C}$ 1-4-①-4		(2) 現場管理費の調整計算の方法 1) 率計算部分 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。 現行どおり		記載の変更
積算上の注意事項				(控え頁) 1／1

工 種	コンクリートブロック積工
-----	--------------

改 正 理 由	一部改正	改 正 現 行																														
現 行		改 正	備 考																													
2－3 補正係数 (1) 補正係数の適用基準 <table><caption>表2.2 補正係数の適用基準</caption><tr><th>規 格 ・ 仕 様</th><th>適 用 基 準</th><th>記号</th><th>備考</th></tr><tr><td>補 正 係 数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>裏込コンクリートを施工しない場合</td><td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₁</td><td>対象数量</td></tr><tr><td>空 積 の 場 合</td><td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td><td>K₂</td><td>対象数量</td></tr></table> (2) 補正係数の数値 <table><caption>表2.3 補正係数の数値</caption><tr><th>区 分</th><th>記号</th><th>ブロック積工</th></tr><tr><td>補 正 係 数</td><td></td><td></td></tr><tr><td>裏込コンクリートを施工しない場合</td><td>K₁</td><td>0.92</td></tr><tr><td>空積の場合</td><td>K₂</td><td>0.87</td></tr></table> 2－4 直接工事費の算出 練積の場合の直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋ブロック材料費（注2）＋胴込・裏込めコンクリート材料費（注3） 空積の場合の直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋ブロック材料費（注2）＋胴込砕石材料費（注4） (注1) 設計単価＝標準単価×（K₁ or K₂） (注2) ブロック材料費＝ブロック単価〔円／個〕×㎡当り使用量〔個／㎡〕×設計数量〔㎡〕 (注3)練積の場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。 材料費＝コンクリート（胴込・裏込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分） (注4）空積の場合は、胴込砕石材料費を計上する。材料費の計上は次式による。 材料費＝砕石（胴込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分） 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 布積、谷積を問わず適用出来る。 (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。 (3) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工（材料費含む）の有無に関わらず適用出来る。 (4) 巡水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。 (5) 小口止コンクリートは、「第Ⅱ編第4章コンクリート工」により別途計上する。 (6) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工」により別途計上する。 (7) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第Ⅱ編第2章②基礎・裏込砕石工」、裏込砕石は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。 VI-1-⑥-3		規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備考	補 正 係 数				裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	空 積 の 場 合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	区 分	記号	ブロック積工	補 正 係 数			裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.92	空積の場合	K ₂	0.87	現行どおり （5）小口止コンクリートは、「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工の現場打小口止コンクリート」により別途計上する。 （6）基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工の現場打基礎コンクリート工及び現場打天端コンクリート工」により別途計上する。 現行どおり		記載の変更
規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備考																													
補 正 係 数																																
裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																													
空 積 の 場 合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量																													
区 分	記号	ブロック積工																														
補 正 係 数																																
裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.92																														
空積の場合	K ₂	0.87																														
積算上の注意事項			(控え頁) 1／1																													

工 種	特殊ブロック設置工
-----	-----------

改 正 理 由	一部改正		改 正 現 行																																																																																																									
現 行		改 正		備 考																																																																																																								
(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材材の代表的な規格である。 <table><caption>表3. 2 特殊ブロック舗装 代表機材規格一覧</caption><tr><th colspan="2">項目</th><th>代表機材規格</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">機械</td><td>K 1</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>K 2</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>K 3</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">労務</td><td>R 1</td><td>普通作業員</td><td></td></tr><tr><td>R 2</td><td>ブロック工</td><td></td></tr><tr><td>R 3</td><td>土木一般世話役</td><td></td></tr><tr><td>R 4</td><td>特殊作業員</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">材料</td><td>Z 1</td><td>特殊ブロック 研磨平板 30cm×30cm×6cm 特殊ブロック 研磨平板 40cm×40cm×6cm</td><td rowspan="2">設置の場合</td></tr><tr><td>Z 2</td><td>—</td></tr><tr><td>Z 3</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>Z 4</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>市場単価</td><td>S</td><td>—</td><td></td></tr></table> 4. 施工単価入力基準表 (1) 特殊ブロック舗装 <table><tr><td>パッケージコード</td><td>CB422530</td><td>施 工 単 位</td><td>m2</td></tr><tr><td>施 工 区 分</td><td colspan="3">入 力 条 件</td></tr><tr><td rowspan="4">各 種</td><td>J 1</td><td colspan="2">J 2</td></tr><tr><td>作業区分</td><td colspan="2">ブロック規格</td></tr><tr><td>①設置 ②撤去 ③再利用設置</td><td colspan="2">①30cm×30cm ②40cm×40cm</td></tr></table> (注) 1. J 1 条件で①を選択した場合は、特殊ブロック単価 (Y-0313000) [円/枚] を単価登録すること。 2. J 1 条件で②または③を選択した場合は、J 2 条件は選択する必要はない。 3. 支給品の場合は、特殊ブロック単価 (Y-0313000) [円/枚] に支給品単価を登録し、区分を支給品に設定すること。 IV-2-④-2		項目		代表機材規格	備考	機械	K 1	—		K 2	—		K 3	—		労務	R 1	普通作業員		R 2	ブロック工		R 3	土木一般世話役		R 4	特殊作業員		材料	Z 1	特殊ブロック 研磨平板 30cm×30cm×6cm 特殊ブロック 研磨平板 40cm×40cm×6cm	設置の場合	Z 2	—	Z 3	—		Z 4	—		市場単価	S	—		パッケージコード	CB422530	施 工 単 位	m2	施 工 区 分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2		作業区分	ブロック規格		①設置 ②撤去 ③再利用設置	①30cm×30cm ②40cm×40cm		(2) 代表機材規格 下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材材の代表的な規格である。 <table><caption>表3. 2 特殊ブロック舗装 代表機材規格一覧</caption><tr><th colspan="2">項目</th><th>代表機材規格</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">機械</td><td>K 1</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>K 2</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>K 3</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">労務</td><td>R 1</td><td>普通作業員</td><td></td></tr><tr><td>R 2</td><td>ブロック工</td><td></td></tr><tr><td>R 3</td><td>土木一般世話役</td><td></td></tr><tr><td>R 4</td><td>特殊作業員</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">材料</td><td>Z 1</td><td>特殊ブロック 研磨洗出平板 30cm×30cm×6cm 特殊ブロック 研磨洗出平板 40cm×40cm×6cm</td><td rowspan="2">設置の場合</td></tr><tr><td>Z 2</td><td>—</td></tr><tr><td>Z 3</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>Z 4</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>市場単価</td><td>S</td><td>—</td><td></td></tr></table> 現行どおり		項目		代表機材規格	備考	機械	K 1	—		K 2	—		K 3	—		労務	R 1	普通作業員		R 2	ブロック工		R 3	土木一般世話役		R 4	特殊作業員		材料	Z 1	特殊ブロック 研磨 洗出平板 30cm×30cm×6cm 特殊ブロック 研磨 洗出平板 40cm×40cm×6cm	設置の場合	Z 2	—	Z 3	—		Z 4	—		市場単価	S	—		記載の変更
項目		代表機材規格	備考																																																																																																									
機械	K 1	—																																																																																																										
	K 2	—																																																																																																										
	K 3	—																																																																																																										
労務	R 1	普通作業員																																																																																																										
	R 2	ブロック工																																																																																																										
	R 3	土木一般世話役																																																																																																										
	R 4	特殊作業員																																																																																																										
材料	Z 1	特殊ブロック 研磨平板 30cm×30cm×6cm 特殊ブロック 研磨平板 40cm×40cm×6cm	設置の場合																																																																																																									
	Z 2	—																																																																																																										
	Z 3	—																																																																																																										
	Z 4	—																																																																																																										
市場単価	S	—																																																																																																										
パッケージコード	CB422530	施 工 単 位	m2																																																																																																									
施 工 区 分	入 力 条 件																																																																																																											
各 種	J 1	J 2																																																																																																										
	作業区分	ブロック規格																																																																																																										
	①設置 ②撤去 ③再利用設置	①30cm×30cm ②40cm×40cm																																																																																																										
	項目		代表機材規格	備考																																																																																																								
機械	K 1	—																																																																																																										
	K 2	—																																																																																																										
	K 3	—																																																																																																										
労務	R 1	普通作業員																																																																																																										
	R 2	ブロック工																																																																																																										
	R 3	土木一般世話役																																																																																																										
	R 4	特殊作業員																																																																																																										
材料	Z 1	特殊ブロック 研磨 洗出平板 30cm×30cm×6cm 特殊ブロック 研磨 洗出平板 40cm×40cm×6cm	設置の場合																																																																																																									
	Z 2	—																																																																																																										
	Z 3	—																																																																																																										
	Z 4	—																																																																																																										
市場単価	S	—																																																																																																										
積算上の注意事項				(控え頁) 1／1																																																																																																								

工 種	鋼橋架設工
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正	備 考
		現 行	
	現 行 4. 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル（案）」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。なお、鋼床版桁の場合は鋼床版の大型材片及び小型材片の質量の合計も含む。 5. 主桁架設回数には鋼床版の架設回数を含む。なお、地組を行った場合の主桁架設回数は地組後の部材数を架設回数とする。 6. クレーン賃料、架設工具損料等は、表 13.1 により別途計上する。 7. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料費の費用であり、労務費の合計額に、表 6.1～表 6.3 の率を乗じた金額を上限として計上する。 なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。 8. 日当り施工量Dwは、小数第2位を四捨五入し、第1位とする。 9. 橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時発注する場合、橋梁排水管設置については、「第IV編第7章 橋梁工⑩橋梁排水管設置工」により別途計上する。 10. アーチ橋、ランガー橋架設歩掛は、橋梁形式トラスとする。 11. 検査路架設における下部工のアンカー設置は、14. 検査路架設工（4）アンカーボルトの歩掛を適用する。 IV-7-③-8	改 正 現 行 現行どおり 11. 検査路架設における下部工のアンカー設置は、「第IV編第7章⑩橋梁検査路架設工3-1アンカーボルト設置歩掛」を適用する。	備 考 記載の変更
積算上の注意事項			(控え頁) 1／1

工 種	鋼橋製作工
-----	-------

改 正 理 由	一部改正	改 正		備 考										
		現 行	現 行											
4. 横断歩道橋製作費 4-1 製作工数 (1) 横断歩道橋の製作工数は次式により算出することを原則とする。 製作工数＝(A×a)×(1+β)+(B×b)×(1+β)+ (C×c)×(1+β)+(E×e)×(1+β)+D×d A：桁本体部の重量 a：桁本体部の標準工数（表 4.1） B：階段部の重量 b：階段部の標準工数（表 4.1） C：斜路部の重量 c：斜路部の標準工数（表 4.1） D：支柱部の重量 d：支柱部の標準工数（表 4.1） E：高欄部の重量 e：高欄部の標準工数（表 4.1） β：桁本体部・階段部・斜路部・高欄部の曲線橋補正率（表 3.10） （注） 曲線補正率については、3-1 に準ずる。 (2) 横断歩道橋の標準工数は表 4.1 のとおりとする。 <table><caption>表 4.1 横断歩道橋標準工数 (人／t)</caption><thead><tr><th>桁本体部</th><th>階段部</th><th>斜路部</th><th>支柱部</th><th>高欄部</th></tr></thead><tbody><tr><td>I 桁：11.3 II 桁：9.3 C 桁：11.8 箱桁：13.9</td><td>I 桁：13.8 螺旋：12.3</td><td>I 桁：8.8 箱桁：9.4</td><td>8.2</td><td>14.5</td></tr></tbody></table> (注) (桁本体部) I 桁：溶接 I 形鋼による横断歩道橋（I 形断面の桁は上路、下路ともにフランジ材として普通鋼板，T 形鋼，C T 形鋼のいずれでも可） H 桁：H 形圧延鋼による横断歩道橋 C 桁：プレス C 形鋼による横断歩道橋 箱桁：溶接箱桁を用いた横断歩道橋 なお，鋼床版としても鋼床版橋としての工数の割増は行わない。 (階段部) I 桁：溶接 I 桁による直線階段 螺旋：螺旋状になった階段 (斜路部) I 桁：溶接 I 桁による斜路 箱桁：溶接箱桁による斜路 4-2 製作工労務単価 3-2 に準ずる。 4-3 溶接材料費及び副資材費 2-8 に準ずる。 IV-7-①-15		桁本体部	階段部	斜路部	支柱部	高欄部	I 桁：11.3 II 桁：9.3 C 桁：11.8 箱桁：13.9	I 桁：13.8 螺旋：12.3	I 桁：8.8 箱桁：9.4	8.2	14.5	現行どおり 削除 4-➡2 溶接材料費及び副資材費 2-8 に準ずる。		記載の修正・削除
桁本体部	階段部	斜路部	支柱部	高欄部										
I 桁：11.3 II 桁：9.3 C 桁：11.8 箱桁：13.9	I 桁：13.8 螺旋：12.3	I 桁：8.8 箱桁：9.4	8.2	14.5										
積算上の注意事項				(控え頁) 1／1										